

令和9年度日野市満3歳児クラスの預かり保育事業及び 幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）保護者補助金のお知らせ

日野市では、私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対し、「日野市保護者補助金・入園金補助金」を交付しています。

そのうち、満3歳児クラスの児童が「預かり保育」を利用した際の保育料と0歳児から2歳児までの児童が「幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」を利用した際の保育料の補助については、記載の内容をご確認いただき、お手続きをお願いします。

1 対象となる保護者（次の全てに該当する方）

＜満3歳児クラスの預かり保育事業＞

- ①満3歳児クラスに在籍
- ②住民税 課税世帯
- ③保育の必要性がある世帯・・・別表参照（→6ページ）

＜幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）＞

- ①0歳児から2歳児かつ事前に教育・保育給付3号認定を受けている
- ②住民税 課税世帯
- ③保育の必要性がある世帯・・・別表参照（→6ページ）

2 補助金額（月額上限）

＜満3歳児クラスの預かり保育事業＞

【日額490円×利用日数】または【施設に支払った額】のどちらか低い方
※詳細は、「補助額の例」をご覧ください（→4ページ）。

＜幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）＞

45,700円

※詳細は、「補助上限額計算方法」をご覧ください（→5ページ）。

3 補助対象期間

＜満3歳児クラスの預かり保育事業＞

満3歳児クラスに在籍する期間のうち、保育の必要性が確認できる期間

＜幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）＞

0歳児から2歳児クラスに在籍する期間のうち、保育の必要性が確認できる期間

4 申請に必要な書類・時期

書類	手続きの時期等
①日野市保護者補助金・入園金補助金の申請書	■令和9年6月1日までの入園児 ：幼稚園を通して別途ご案内 ■令和9年6月2日以降の入園児 ：保護者自身でご申請
②満3歳児クラスの預かり保育事業・幼稚園型一時預かり事業の保育の必要性確認書	■新規入園児の場合 ：利用開始前までに提出 【注意】 令和9年4月1日に入園される方は、<u>3月31日まで</u>にご提出ください。 ■在園児の場合 ：補助開始を希望する月の前月15日までに提出
③保育の必要性を証明する書類 ※別表を参照（→6ページ）	
④満3歳児クラスの預かり保育事業の支給金額確認書/幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の支給金額確認書	年2回（令和9年9月・令和10年3月）に分けて、幼稚園を通して別途ご案内
⑤特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収報告書	

5 申請方法等

方法	宛先等	備考
窓口	日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センター 1 階	—
郵送	〒191-8686 日野市神明 1-12-1 日野市子ども部保育課	—
インターネット	https://logoform.jp/f/g29jV 	以下の書類は、インターネットでの提出不可 ①日野市保護者補助金・入園金補助金の申請書 ④満3歳児クラスの預かり保育事業の支給金額確認書/幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の支給金額確認書 ⑤特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収報告書

6 補助金の交付時期

年2回に分けて交付します（保護者指定の銀行口座に振込み）。

○1回目（4月～9月分）・・・令和9年11月下旬

○2回目（10月～翌3月分）・・・令和10年5月下旬

※交付時期は予定のため、変更となる場合があります。

※申請書類に不備がある場合や提出期限までに間に合わなかった場合は、期日に交付できない可能性があります。

7 注意事項

（1）補助の対象外

＜満3歳児クラスの預かり保育事業＞

「施設等利用給付認定(新1号)」または「教育・保育給付認定(1号)」を受けていない場合

※詳細は、「補助対象者早見表」をご覧ください（→4ページ）。

（2）住民税情報の参照年度

令和9年4月～令和9年8月分 ⇒令和8年度税

令和9年9月～令和10年3月分 ⇒令和9年度税

（3）変更事項が生じた場合

住所（市外への転出を含む。）、家庭状況や保育の必要性等に変更があった場合には、速やかに市保育課にご連絡ください。別途お手続きが必要です。

（4）3歳児(年少)クラスでの預かり保育料の補助について

引き続き補助を希望する場合、新2号認定（施設等利用給付認定）の申請が必要です。令和9年秋頃に、幼稚園を通して別途ご案内します。

（5）「幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」について

○日野市内に対象園はありません。市外の園は、施設または施設所在地の自治体に実施の有無をご確認ください。

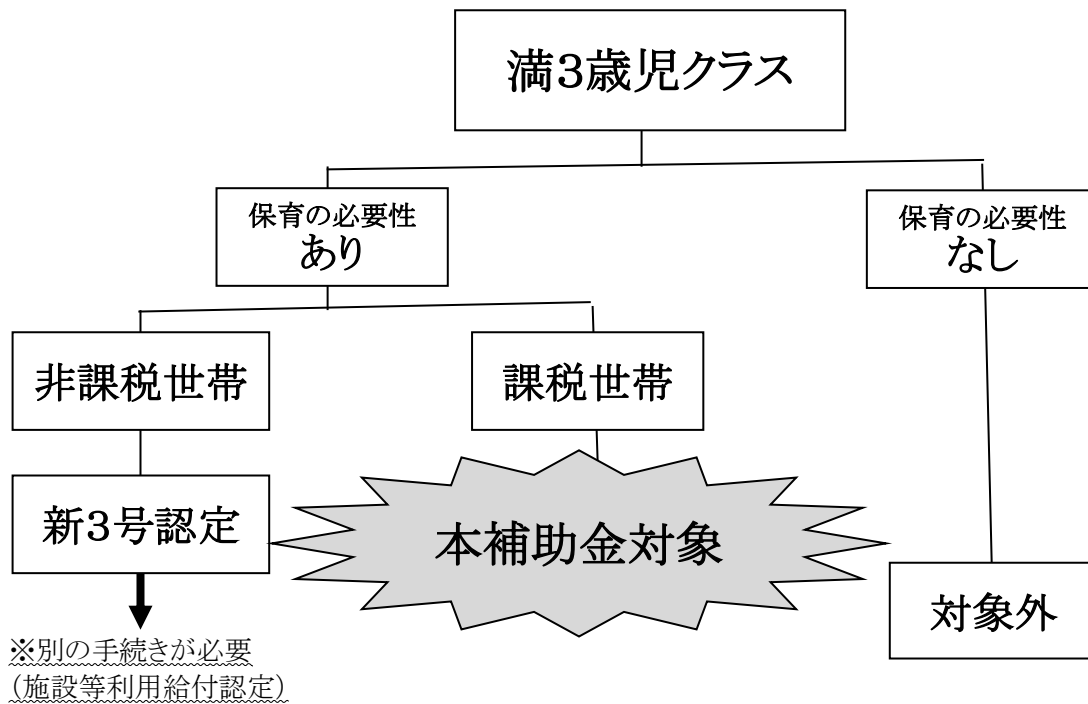
○幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、未就園児のプレ保育（未就園児教室、体験入園等）とは異なります。

【問合せ先】

日野市子ども部保育課相談受付係

電話 042-514-8637（直通）

満3歳児クラスの預かり保育事業
★補助対象者早見表

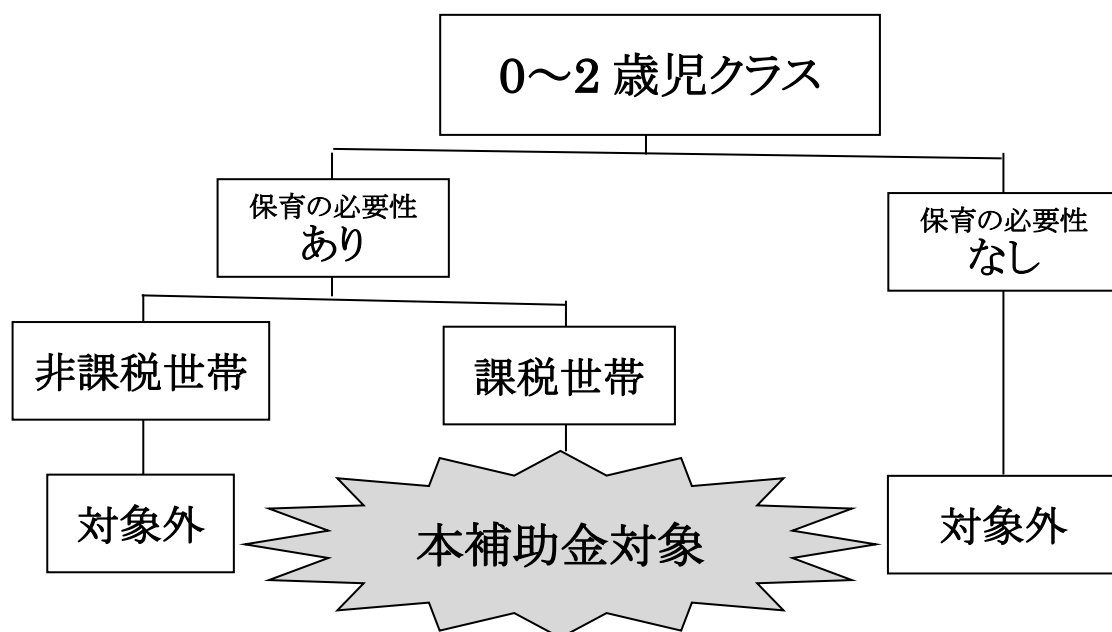


★補助額の例

利用月	1月	2月	3月
利用日数	6日	10日	18日
①利用日数×490円	2,940円	4,900円	8,820円
②施設に支払った 預かり保育料	3,000円	4,000円	10,000円
③支給額 (①と②の低い方)	2,940円	4,000円	8,820円
支給額合計	15,760円		

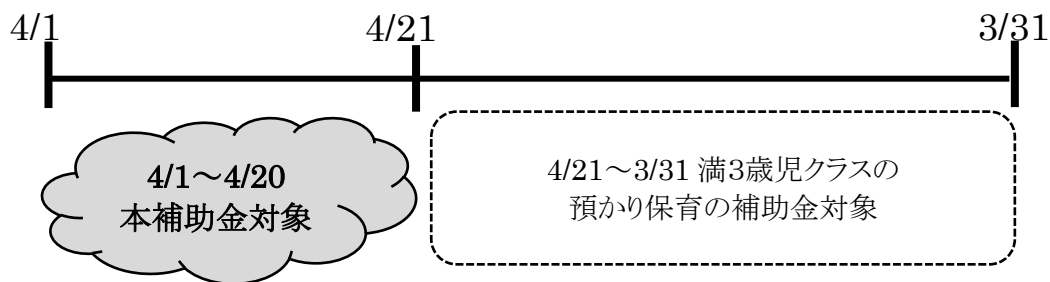
幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

★補助対象者早見表



★補助上限額計算方法

例 令和 6 年 4 月 22 日誕生日の対象児童が、令和 9 年 4 月 1 日に入園し、
令和 9 年 4 月 1 日から利用を開始した場合
 $45,700 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 21 \text{ 日} = 30,466 \text{ 円（上限）/月（少数点以下切り捨て）}$



- ・ 月途中から利用を開始する場合
補助単価（月額）×子育てのための施設等利用給付認定起算日後最初の利用日以降のその月の
平日の日数÷その月の平日の日数
- ・ 月途中で利用を終了する場合
補助単価（月額）×最後の利用日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数

別表 保育の必要性を証明する書類

補助を受けるためには、お子さんが家庭において、必要な保育を受けることが困難である理由（保育が必要な理由）が必要です。保育が必要な理由とは、保護者が仕事、病気等の理由により、お子さんを家庭で保育できない状態を指し、**1か月48時間以上保育にあたれないことが必要**です。

保育が必要な理由	提出書類（父・母それぞれ提出）
労働	①就労証明書 ②事業内容が分かる書類（自営業、内職の方のみ） ※青色申告、登記簿、開業届、請負契約書、営業許可証、確定申告、直近3か月以内の帳簿、受注票、売上が確認できる通帳のいずれかの写し ※就労証明書は必ず指定様式を使用し、雇用主が記入した原本を提出してください。有効期間は発行日（作成日）から3か月です。 ★育児休業中の方は、補助開始月の翌月1日までに復職し、指定期日までに復職証明書の提出が必要となります。
就学	①スケジュール表 ②学生証の写しまたは在学証明書（入学予定の場合は合格通知） ※在学期間の開始日と終了日がわかるものを提出してください。在学証明書の有効期間は発行日から3か月です。 ③カリキュラム（時間割） ※就学中に労働している場合は、就労証明書も提出してください。 ※就学とは、通学を伴う必要があり、自宅学習や通信教育は認められません。学校教育法に定める学校等、職業能力施設・開発総合学校及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律に規定する職業訓練を行う施設が対象です。
出産	母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日欄の記載箇所） ※妊娠に伴う傷病の場合は、発症後から産後2か月後の月末までが補助金支給期間です。 母子健康手帳の写しに加え、診断書を提出してください。
疾病 負傷 障害	身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、特定医療費（指定難病）医療受給者証のいずれかの写し、または診断書 ※診断書は、 <u>疾病等の状態と保育にあたれない旨が記載されたもの</u> を提出してください。有効期間は発行日から6か月です。
介護	①要介護者の介護度が分かるもの ※身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれかの写し、または診断書 ※診断書の有効期間は、発行日から6か月です。 ②スケジュール表 ※同居の親族を介護する場合は申請児童の3親等以内、別居の親族を介護する場合は申請児童の2親等以内の親族に限ります。
災害復旧	罹災を証明する書類
求職活動	①求職活動誓約書 ②スケジュール表（求職活動誓約書裏面） ※補助金支給期間は3ヶ月です。指定期日までに就労証明書の提出がない場合は、対象外となります。 ※求職活動とは、ハローワークでの就職活動や採用面接等への参加による活動をいい、単なる求人情報誌等の閲覧やインターネット検索は含みません。
不存在 （ひとり親）	離婚届受理証明書・戸籍謄本・ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるもの（ひとり親家庭等医療証、育成手当受給証明、児童扶養手当受給者証）のいずれかの写し ※離婚届受理証明書、戸籍謄本の有効期間は、発行日から6か月です。